

最近の学内状況について

昭和44年5月

明治大学

さる4月12日に本学の学生会館に警官が立ち入り多数の学生を逮捕連行したことにより生じた一連の出来事、および現在の学内状況について、その事実経過を報告し、大学当局の考え方を説明して、全学の各位のご理解とご協力を得たいと思います。

◇4月12日より25日までの経過

4月12日午後、駿河台の本学学館（学生会館）前に集合した口大の学生がデモ行進を開始したところ、無届デモという理由で警察機動隊がこれを規制し、その際学館および周辺の本学建物から投石があり、また規制をうけたデモ隊の一部が学館内に逃げこんだため、大学に事前連絡なく警官隊が学館内に突入し、多数の学生を逮捕しました。

その際学館内にいた、事件に無関係な本学学生も不当に逮捕連行された様子なので、大学は直ちに浅田副学生部長と鈴木前副学生部長を神田署へ急行させ、無差別逮捕に抗議し、不当逮捕者の即時釈放を要求しました。

この間に、学生会および学苑会中執の委員たちは松田学生部長に大学の対応策の説明を要求し、学館内で数時間の話し合いの結果、学生部長と各中執委員の連署による抗議声明を作成・発表し、同時に「①学生部長は14日全学抗議ストを行なうよう学長に進言すること。②それが実行されない場合は学生部を廃止すること。」を内容とする確約書を取りかわしました。

以上の緊急事態に対処するため、翌13日の日曜日午後5時より異例の全教職員集会を開き、そこでの意見交換をもとに、14日全学を休校として各学部あるいは各職場において抗議集会をもつこととし、また学長名で警察当局に対する抗議声明を発表いたしました。

さらにまた、不当逮捕の事実に対する調査と、とるべき処置のすみやかな手配について決めました。

4月14日、大学は第1時限より全学授業を休講とし、午前中は登校する学生諸君に事情を説明、午後は各学部や各職場で抗議集会を開きました。一方、記念館講堂で抗議集会を開いた学生側は、大学のとった措

置を不満とし、まず大塚学生部委員を集会に出席させて釈明を求め、ひきつづき学生部長、さらに学長の出席を求めて、大学側の措置とそれに関連する従来からの大学の態度姿勢について、大学側の見解をただしました。

学長や学生部長は「①休校は、教育という社会的責任の重大さにかんがみて、大学の社会に対して示した強い抗議の姿勢であること。②学生とは別に抗議集会をもったのは、この問題について主体的な態度で抗議すべきだという意見がつよく、またく不当逮捕の解釈が相違するためであること。③抗議文を警察当局に提出するだけで事足りりとは考えておらず、今後も是非を明確にして有効適切な抗議手段を講じていくこと。」の趣旨を説明しましたが、学生側はこの回答を不服として、15日に学部長会と話し合いをもつことを求め、大学側もこれを了承しました。

15日午後3時より約7時間にわたって記念館講堂で行なわれたこの話し合いは、4月12日の問題から派生して多くの問題にわたり、学部長会の説明では不足であるとして、学生側はさらに30日に連合教授会と話し合うことを要求、大学もこれに応じました。なお14、15日両日論議された問題についての大学側の回答の要旨は次の通りであります。

1. 学館内にいた学生を無差別に逮捕した警察の行為の不当性は厳しく追及されるべきであり、大学としてとりうるあらゆる有効適切な方法を講じて対処する。
2. 権力の横暴に対抗する手段としても、教育・研究の場である学園では、いかなる暴力も認められない。
3. 大学の教育・研究を麻痺させる行為に対しては、教授会は学生を処分する権限を有している。ただし、大学の教育・研究の機能を完全なものにするために、今後学生参加、学生の地位などについても、学生の意見をききながら検討していく。
4. 学生部のあり方については、検討の余地のあることは認めるが、大学の運営上現在欠くことのできない機関であり、その役割は決して学生の活動を抑圧するような性格のものではないので、これを廃止す

る考えはない。

上記1の〈不当逮捕〉の問題に対する処置としては、学長は18日各学部長に不当逮捕者の陳述書の提出を、また告示によって被害者や目撃者の証言を求め、30日には顧問弁護士がそれぞれ本人に面接して供述書を取り、近く告発等の法的処置をとる段階にあります。

4月25日午後4時に連合教授会が開かれ、30日の話し合いについて協議しましたが、その席上、4月21日付の文部次官通達（「大学内における正常な秩序の維持について」）に対して、警察権の行使に際しては、あくまでも大学の自主的判断を尊重する慣行を守るべきである、とする学長声明が発表されました。また、連合教授会としても、新次官通達は事実上、大学の自治を根底から破壊するものである、とする声明を採択しました。

一方、学生側は同日午後2時より記念館講堂で学生大会を開き、26日から28日にかけての沖縄問題に関する全国大学統一抗議ストを実施することを決め、25日夜半から駿河台本館ならびに和泉校舎正門前にバリケードをきずいてストの態勢をととのえました。

◇4月26日より28日までの経過

4月26日、和泉地区では正門にバリケード封鎖、駿河台地区では本館の封鎖が行なわれましたが、大学としてはあくまで授業を第一とすべきであるという見地から、特に休講の措置はとりませんでしたので和泉地区以外ではおおむね授業は平穏に行なわれました。また学内外における行動の行きすぎによって学園の秩序を破壊し社会の不信や反感を買うことのないよう、自重を学生諸君に求める学長告示をも再三発表して警告しました。

28日は「沖縄デー」に関連する学生の統一行動によって和泉地区はバリケード封鎖され授業はできませんでしたが、一方駿河台地区では午前10時30分より次第に緊迫した状況となり、交通機関の麻痺も予想され、正常な授業が行なえない状態であると判断して、午後および二部の授業を休講にいたしました。その夜の出来事については新聞などの報道によって周知のところと思います。なお生田地区では26日、28日も授業は平常どおり行なわれました。

◇30日以降の経過

15日の話し合いの際の申し合わせにより、連合教授会代表団27名の大学側と学生会・学苑会中執との話し

合いが、30日午後3時から8時45分まで、記念館講堂で開かれました。学生側は中央教育審議会の答申についての大学当局の見解、大学自治についての見解などを中心に説明を要求しましたが、これに対する大学側の回答はおおよそ次の通りです。

1. 「答申」については現在各学部教授会で検討中であり、まだその内容を具体的に発表する段階ではないが、大学に不当な干渉があれば反対する。
2. 抗議や反対の行動については学生と同一の行動をとらねばならないとは考えていない。
3. 大学の自治については、教職員と学生とはともに大学自治のにない手であるが、大学の本来の機能は研究・教育が中心的な要素をもつため、教授会の自治はおのずから学生の自治とは異なり同質のものではない。

4. さきに大学が発表し、大学新聞に掲載された学生参加などについての〈資料〉は、大学が中教審における審議とは関係なく、独自に草案をつくって検討しているもので、現在教授会で検討中である。

以上の点のうち関連する事項については、各学部教授会からそれぞれ審議経過の説明がなされました。しかしながら学生側は大学側の説明に納得せず、「寮の管理運営権の完全獲得、学館の設置・施工権の獲得、農学部再編成闘争、大学自治・中教審答申問題などに具体的に答えられない教授会を認めない」等の宣言を發して、当日の話し合いを終りました。

また学苑会中執は、30日の話し合いにおいて二部学生に十分な機会が与えられなかったとして8日に再度連合教授会との話し合いをもつことを要求しましたが、大学側は、30日には一・二部とも休講措置をとり、全学生に積極的な参加をよびかけ、場所も記念館に設定し、91、95両教室にもスピーカーを設備し二部学生にも十分参加の機会を与えてあること、学苑会代表も議長および発言者として参加していたことなどの理由をあげて拒否しました。しかし、重ねて学苑会側から強い要望がありましたので、話し合いの機会を尊重する意味から、12日6時から記念館講堂において、30日とほぼ同じ構成で話し合いの集会を開き、中教審答申とそれにもとづく大学関係の立法の問題について意見を交換しました。

なお、中教審答申問題については、9日に学長から各学部長宛に学部の見解の提出を要請し、14日にこれを集約して、追って大学としての見解を表明する予定であります。

以上